

商品概要説明書

(令和7年4月1日現在)

商品名	出資予約貯金
ご利用いただける方	○組合員
期間	○期間の定めはありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○随時預け入れできます。 ○1円以上 ○1円単位
払戻方法	○出資払込に限り払い戻しできます。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	○毎日の約定利率を適用します(変動金利)。 ○毎年2月と8月の当JA所定の日に支払います。 ○毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。 ○個人のお客さまは20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭の金利表示モニターに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	○個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支所または信用部信用課(電話:086-225-9835)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部信用課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 岡山弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる事項	○当JAから脱退する場合、または災害その他の事由で当JAがやむを得ないと認めた場合は、出資金払込み以外の目的でも払戻しができます。 ○通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月8日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

JA岡山